

基発第0423018号  
平成19年4月23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

平成19年度新規起業事業場就業環境整備サポート事業について

国民一人一人がその能力や持ち味を十分に発揮し、多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度でも再チャレンジできる社会を築くためには、ベンチャービジネスをはじめ新規起業の促進を図っていくことが重要であるが、一般に新規起業事業場は、望ましい時間外・休日労働協定の締結、労働時間把握の適正な管理を始め、変形労働時間制や裁量労働など労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有していない状況にあるとともに、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が欠如していることが多い。

このため、労働基準法等関係法令や労働条件管理について専門的な知識を有する者による事業場の実態に合わせた指導、助言及び情報提供を実施することによって、就業環境の整備を図ることを目的とした新規起業事業場就業環境整備サポート事業を実施することとしたところである。

平成19年度については、別添により企画競争を行った結果、社団法人全国労働基準関係団体連合会が落札したため、同団体に委託することとしたので了知されたい。

なお、本通達をもって、平成11年4月1日付け基発第224号「新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の実施について」は廃止する。

「新規起業事業場就業環境整備サポート事業」実施要領（抄）

事業の概要

（１）新規起業事業場に対する指導及び助言等

ア 労働時間、休日・休暇制度及び労働災害防止に精通した指導員を全国に配置し、新規起業事業場（全国で８００事業場）を直接訪問することにより、当該事業場に対して、適正な労働時間管理、長時間労働の抑制及び労働災害防止を目的とした指導及び助言を行うこと。

イ 指導員は、労働時間、休日・休暇制度及び労働災害防止について事業場を指導したこと又は当該事務を担当したことの経験若しくは経歴を有すること。

（２）中央本部の設置

指導員に対する最新の情報提供や研修の実施、実地指導を行うため、中央本部を設置すること。

（３）検討委員会の設置

本部に検討委員会（委員：有識者６名程度）を設置して労働時間管理、長時間労働の抑制及び労働災害防止に関する指導及び助言の方法について検討を行うこと。

（４）指導マニュアルの作成等

上記（３）の検討結果を踏まえ、指導員が業務を行う上で参考となる指導マニュアル又はプログラムメニューの作成を行うこと。